

運送事業者に対する行政処分(令和4年6月分)

(自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※事業者点数	営業所点数
一般貨物	令和4年6月29日	大伸興業有限会社 (法人番号8110002027048) 代表者今井秀子	新潟県見附市葛巻3丁目1番7号	本社営業所	新潟県見附市葛巻3丁目1番7号	輸送施設の使用停止 (40日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項、法第17条第1項及び同条第4項	令和3年9月8日、監査実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)(2)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(3)点呼の記録記載不備(安全規則第7条第5項)(4)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1～3項)(5)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)(6)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)(7)運転者に対する指導監督の記録記載不備(安全規則第10条第1項)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。